

総行行第326号  
令和2年12月24日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

】 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第378号。以下「改正令」という。）は、令和2年12月24日に公布され、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「議定書」という。）がスイス連邦について効力を生ずる日（令和3年1月1日）から施行することとされました。

改正令は、議定書をスイス連邦が受諾することに伴い、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）のうち我が国の地方公共団体に関する規定の適用を受ける国が存在しなくなったことから、所要の規定の整備を行ったものです。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 議定書がスイス連邦について効力を生ずることに伴う改正に関する事項

議定書をスイス連邦が受諾することに伴い、協定のうち我が国の都道府県及び指定都市に関する規定の適用を受ける国が存在しなくなったことから、趣旨より協定に係る規定を削ることとされたこと。（第1条関係）

### 第二 施行期日

改正令は、議定書がスイス連邦について効力を生ずる日（令和3年1月1日）

から施行するものとされたこと。（改正令附則関係）